

【参考資料】

環境基準、排出基準等

環境基準とは

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものです。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

第1 大気関係

1 環境基準及び指針

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)	四日市ぜんそく等のいわゆる公害病の原因物質であるほか、森林や湖沼等に影響を与える酸性雨の原因物質ともなる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)	血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害する等影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)	大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)	呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質となる。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)	いわゆる光化学スモッグの原因となり、粘膜への刺激、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物等植物への影響も観察されている。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

【評価の方法】

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに短期的評価・長期的評価を行うこととし、以下による。

ア 短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が1時間値又は1時間値の1日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ 長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣

旨から、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

② 二酸化窒素

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（1日平均値の年間98%値）で評価を行う。

（2）光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物質名	指針
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。（S51.8.13通知）

（3）有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下（H9.2.4告示）	発がん性（急性骨髄性白血病）など。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下（H30.11.19告示）	神経系への影響など。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下（H9.2.4告示）	神経系への影響、腎障害など。発がん性も疑われる。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下（H13.4.20告示）	中枢神経系に対して麻酔作用。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

【評価の方法】

測定結果を評価する際には、地点ごとに、測定値を算術平均して求めた年平均値を用いるものとし、環境基準値が設定されている物質については基準値との比較によってその評価を行うものとする。測定値が検出下限値未満のときは、検出下限値の1/2として年平均値の算出に用いるものとする。十分な測定頻度で測定を実施できなかった場合又は欠測が多く測定値の得られた季節が偏っている場合等は、結果の評価に際し留意する必要がある。

（4）有害大気汚染物質の指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

物質名	指針値	物質名	指針値
アクリロニトリル	1年平均値2μg/m ³ 以下	水銀及びその化合物	1年平均値0.04μgHg/m ³ 以下
アセトアルデヒド	1年平均値120μg/m ³ 以下	ニッケル化合物	1年平均値0.025μgNi/m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	1年平均値10μg/m ³ 以下	ヒ素及びその化合物	1年平均値0.006μgAs/m ³ 以下
塩化メチル	1年平均値94μg/m ³ 以下	1,3-ブタジエン	1年平均値2.5μg/m ³ 以下
クロロホルム	1年平均値18μg/m ³ 以下	マンガン及び無機マンガ化合物	1年平均値0.14μgMn/m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	1年平均値1.6μg/m ³ 以下		

（5）微小粒子状物質に係る環境基準

物質名	環境基準	人及び環境に及ぼす影響
微小粒子状物質（PM2.5）	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（H21.9.9告示）	疫学及び毒性学の数多くの科学的知見から、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して、総体として人々の健康に一定の影響を与えていることが示されている。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【評価の方法】

微小粒子状物質の曝露濃度分布全体を平均的に低減する意味での長期基準と、曝露濃度分布のうち高濃度の出現を減少させる意味での短期基準の両者について、長期的評価を行うものとする。

長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準（1年平均値）と比較する。

短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準（1日平均値）と比較する。

なお、評価は測定局ごとに行うこととし、環境基準達成・非達成の評価については、長期基準に関する評価と短期基準に関する評価を各々行った上で、両方を満足した局について、環境基準が達成されたと判断する。

2 緊急時における措置

（1）光化学オキシダントに係る緊急時における措置

発令区分	発令基準 (1測定点)	解除基準 (全測定点)	オキシダント関係 ばい煙排出者の 措置	オキシダント関係 VOC排出者の 措置	勧告、命令 等の区分
情報	1時間値が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.10ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染状態が回復すると認められるとき。	20%以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	—	協力依頼
特別情報	1時間値が0.12ppm未満であって、オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請 又は勧告
注意報	1時間値が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.12ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20%以上減少	VOC排出量を減少	協力要請 ただし、広域発令地区への発令の場合は、原則、協力依頼（必要に応じ、協力要請）
警報	1時間値が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	1時間値が0.40ppm未満となり気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40%以上減少	VOC排出量を減少	命令 ただし、広域発令地区への発令の場合は、原則、協力依頼（必要に応じ、協力要請又は命令）

備考：情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長穂、大道理、大向、苅地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	周南総合庁舎
周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	宮の前児童公園

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（令和5年4月1日施行分）

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準
注意喚起	午前6時から日没までに濃度が上昇し、同時に2測定局以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に注意喚起を実施。 日没とは、春分から秋分までは午後6時、秋分から春分までは午後5時とする。	区域内のすべての測定局が24時まで、 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合、又は、24時に当日の日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下に改善した場合。

※発令地区は「(中部) 山口市、防府市、下松市、周南市」として発令されます。

(3) 硫黄酸化物に係る緊急時における措置

発令区分	発令基準	解除基準	硫黄酸化物関係 ばい煙排出者の措置	勧告、命令等 の区分
情報	1時間値が 0.15ppm 以上であった、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。	左欄に掲げる状態が解消したとき。	20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少	協力依頼
注意報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 2. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となるおそれがあるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり、 0.2ppm 以上となるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を35%以上減少	協力要請
第1警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.3ppm 以上である状態を2時間継続したとき。 3. 1時間値が 0.5ppm 以上の値になったとき。 4. 測定値が48時間平均値で 0.15ppm 以上となったとき。 5. 1時間値が 0.2ppm 以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。	すべての測定局の1時間値が 0.15ppm 以下となり 0.2ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を50%以上減少	勧告
第2警報	次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。 1. 1時間値が 0.5ppm 以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が 0.7ppm 以上である状態を2時間継続したとき。	すべての測定局の1時間値が 0.4ppm 以下となり 0.5ppm 以上になるおそれのなくなったとき。	ばい煙量を80%以上減少する措置をとる。	命令

備考：情報、注意報及び第1警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第2警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

発令地区	発令地区の詳細	発令基準測定局
周南市の東部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、須々万奥、須々万本郷、中須南、中須北、長徳、大道理、大向、苅地、金峰、須万、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野を除く地域	櫛浜小学校 徳山商工高校 周南総合庁舎
周南市の西部地域	平成15年4月20日における徳山市の区域のうち、大道理、大向、下上、上村（浦山地区を除く。）、川曲、川上、四熊、中野、小畑、夜市、戸田及び湯野の地域 平成15年4月20日における新南陽市の区域のうち、高瀬、埴、馬神、夏切及び米光を除く地域	浦山送水場 宮の前児童公園

出典：山口県大気汚染緊急時措置要綱（令和5年4月1日施行分）

3 大気汚染防止法の概要

(1) 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名			主な発生の形態等	規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)		ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値 (量) を設定 許容排出量 (Nm³/h) = K×10 ⁻³ ×He ² 一般排出基準: K=3.0~17.5 特別排出基準: K=1.17~2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定 硫黄含有率: 0.5~1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定
	ばいじん		同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準 (濃度) 一般排出基準: 0.04~0.5g/Nm³ 特別排出基準: 0.03~0.2g/Nm³
	有害物質	カドミウム (Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm³
		塩素 (Cl ₂) 塩化水素 (HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm³、塩化水素: 80~700mg/Nm³
		フッ素 (F) フッ化水素 (HF) 等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用熔融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0~20mg/Nm³
		鉛 (Pb) 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10~30mg/Nm³
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60~950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)			VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400~60,000ppmC
粉じん	一般粉じん		ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等
	特定粉じん (石綿)		切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル
			吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)			特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、県知事への通報等
有害大気汚染物質※			248物質 (群) このうち「優先取組物質」として23物質	知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50~600mg/Nm³、既設: 100~1500mg/Nm³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm³、既設: 300~500mg/Nm³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150~300mg/Nm³、既設: 300~500mg/Nm³
水銀 (Hg)			水銀灯を排出する次の施設 石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛及び工業金) 製造に用いられる精錬及び焙焼の行程、廃棄物の焼却設備、セメントクリンカーの製造設備	施設ごとの排出基準 8~400 μg/Nm³

備考 : 1. ばいじん及び有害物質については、県は条例で国の基準より厳しい上乗せ基準を設定することができる。

2. 上記基準については、大気汚染状況の変化、対策の効果、産業構造や大気汚染源の変化、対策技術の開発普及状況等を踏まえ、随時見直しを行っていく必要がある。※低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質

(2) 量規制 (K値規制) の推移

改正年月日	S47. 1. 5	S48. 1. 1	S49. 4. 1	S50. 4. 15	S51. 9. 28
周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る)	14. 0	9. 34	6. 42 (2. 34)	4. 67 (2. 34)	3. 5 (2. 34)

備考 1. () 内は、特別排出基準でS49. 4. 1以降に新たに設置する施設に適用される。

2. 硫黄酸化物の許容排出量 (q) の算定

$$q = K \times He^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位 : Nm}^3/\text{h})$$

K : 地域ごとに定められる定数

He : 有効煙突高 (煙突実高 + 煙上昇高) (単位 : m)

(3) 総量規制及び燃料使用基準

項目		指定地域	周南地域
総量規制	適用規模		燃原料使用量 (定格) が、1. 0 kL/h以上の工場等
	基準	既設	$Q = 3.32W^{0.9}$ (西部)
		新設	$Q = 3.32W^{0.9} + 0.3 \times 3.32 \{ (W + Wi)^{0.9} - W^{0.9} \}$ (西部)
燃料規制	適用規模		燃原料使用量 (定格) が、0. 1 kL/h以上1. 0 kL/h未満の工場等
	基準		硫黄分1. 2%以下
備考	Q : 排出が許容される硫黄酸化物 (Nm ³ /h) W : 既設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h) Wi : 新設施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量 (kL/h)		

備考 : 1. 周南地域における西部とは周南市 (旧徳山市、旧新南陽市の区域に限る) 及び下松市の区域

2. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 81 号「大気汚染防止法の限定に基づく硫黄酸化物に係る総量規制基準」

3. 昭和 63 年 1 月 30 日山口県告示第 82 号「大気汚染防止法に基づく燃料使用基準」

第2 臭気関係

1 環境基準

臭気関係で環境基準は設定されていません。

2 悪臭防止法による規制

(1) 悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S51. 5. 1	周南市 (旧徳山市)
S52. 3. 15	周南市 (旧新南陽市)
S58. 4. 1	周南市 (旧熊毛町)

備考 : 平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定 (地域の変更なし)

(2) 悪臭防止法第3条の規定に基づく地域の指定

規制地域	該当地域
A 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「淡緑色」に着色した部分の地域
B 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「桃色」に着色した部分の地域
C 地域	周南市悪臭防止法規制地域図で「黄色」に着色した部分の地域

備考 : 平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 31 号「悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条の規定に基づく地域の指定」

色付きの拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(3) 敷地境界線上の規制基準 (1号基準)

規制地域の区分 特定悪臭物質名	許容限度（単位：ppm）			臭気の質	主な発生場所
	A 地域	B 地域	C 地域		
アンモニア	1	2	5	し尿のような臭い	畜産事業所、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ネギのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のような臭い	畜産事業所、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのような臭い	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のような臭い	畜産事業所、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激적인 青臭い臭い	化学工場、魚腸骨処理場、煙草製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激적인 甘酸っぱい焦げた臭い	焼き付け塗装工程を有する事業所
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01		
イソブタノール	0.9	4	20	刺激적인 発酵した臭い	塗装工程を有する事業所
酢酸エチル	3	7	20	刺激적인 シンナーのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
メチルイソブチルケトン	1	3	6		
トルエン	10	30	60	ガソリンのような臭い	
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのような臭い	化学工場、FRP 製品製造工場
キシレン	1	2	5	ガソリンのような臭い	塗装工程又は印刷工程を有する事業所
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	刺激적인 酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗臭い臭い	畜産事業所、化製場、でんぷん工場
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれた靴下のような臭い	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01		

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

(参考) 6 段階臭気強度表示法

臭気強度	内容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい (検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい (認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

備考：閾値(いきち)とは、人間の感覚器官が感知できる最小限度の刺激量のことである。

(4) 気体排出口の基準 (2号基準)

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。

また、He が 5m未満の場合については適用しない。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を示す。

q：流量（単位：N m³/h）

He：補正された排出口の高さ（単位：m）

Cm：B 地域の敷地境界線における許容限度値（単位：ppm）

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

(5) 排出水の規制基準 (3号基準)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排出水の量	許容限度（単位：mg/L）		
		A 地域	B 地域	C 地域
メチルメルカプタン	0.001 m³/s 以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1 m³/s を超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001 m³/s 以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1 m³/s を超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001 m³/s 以下の場合	0.3	2	6
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001 m³/s 以下の場合	0.6	2	6
	0.001 m³/s を超え、0.1 m³/s 以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1 m³/s を超える場合	0.03	0.09	0.3

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 32 号「悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 4 条の規定に基づく規制基準」

3 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

悪臭防止法による規制対象物質は 22 物質のみであり、悪臭物質が検出されない場合又は低濃度多成分による複合臭による対応を図るため、山口県で悪臭防止対策指導要綱（昭和 58 年 3 月）に基づき指導基準が定められています。

区分				悪臭防止法による規制地域			その他の地域
				A 地域	B 地域	C 地域	
敷地境界線における臭気指数の限度				10	14	18	14
排出口における臭気指数の限度	排出口の高さ	5m以上	排出ガス量 300N m³/分以上	25	29	33	29
		15m未満	排出ガス量 300N m³/分未満	28	32	36	32
		15m以上 30m未満		28	32	36	32
		30m以上 50m未満		30	34	38	34
		50m以上		33	37	41	37

備考：臭気指数=10logY

Y=臭気濃度…原臭を無臭空気中で希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。

第3 騒音関係

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して、定められています。
航空機騒音、鉄道騒音及び建築作業騒音には適用されません。

ア 騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成24年4月1日、第2次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音に係る環境基準の地域類型の指定

地域の類型	該当地域
A 地域	騒音規制法第3条第1項に基づく地域の指定による指定地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B 地域	指定地域のうち、告示により第2種区域とされた地域（第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。）
C 地域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域（工業専用地域を除く。）並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第26号「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定」

ウ 道路に面する地域以外の地域（一般地域）の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

エ 道路に面する地域の環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
A 地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

オ 幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（備考）個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45デシベル以下、夜間40デシベル以下）によることができる。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定状況

指定年月日	指定地域
S52. 3. 8	周南市（旧徳山市、旧熊毛町）

イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
I	新幹線鉄道の軌道中心線から両側それぞれ 300m（延長 100m 以上の橋りょうに係る部分については、400m）以内の地域（以下「対象地域」という。）のうち、別図の淡緑色で着色した部分の地域
II	対象地域のうち、別図の桃色で着色した部分の地域

備考：昭和 52 年 3 月 8 日山口県告示第 189 号「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域の指定」

ウ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（3）騒音の大きさの目安



出典：環境省パンフレット「生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」

2 騒音規制法の概要

（1）指定地域の指定

ア 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S44. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定

区域区分	該当地域
第 1 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」に着色された部分の地域
第 2 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「黄色」に着色された部分の地域
第 3 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第 4 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 22 号「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(2) 工場・事業場騒音

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 騒音規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（圧延機械、製管機械等）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	建設用資材製造機械（コンクリートプラント、アスファルトプラント）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
7	木材加工機械（ドラムパーカー、チップパー等）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限り）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限り）

イ 特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼間 午前 8 時～午後 6 時	朝夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 9 時	夜間 午後 9 時～翌日午前 6 時
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 23 号「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」

(3) 建設作業騒音

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、騒音規制法の対象から除かれます。

ア 騒音規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限り）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限り）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）
6	バックホウ（一定の限界を超える大きさの騒音発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限り。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限り）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限り）を使用する作業

イ 区域の指定

区域の区分	該当地域
第1号区域	・第1種区域、第2種区域、第3種区域 ・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲80メートル以内の区域
第2号区域	・第4種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲80メートル以外の区域

備考：平成24年3月8日周南市告示第25号「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定に基づく区域の指定」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において85デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌日午前7時に行わない	午後10時～翌日午前6時に行わない
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 自動車騒音

指定地域内における自動車騒音については要請限度を定め、自動車単体が一定の条件で運行する場合の自動車騒音については許容限度が定められています。

ア 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S50.12.20	周南市(旧徳山市、旧新南陽市)
S58.4.1	周南市(旧熊毛町)

備考：平成24年4月1日、権限移譲により市が規制地域を指定(地域の変更なし)

イ 区域の類型

区域の区分	該当地域
a区域	騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する告示により指定された地域のうち、騒音規制法第4条第1項の規定に基づく規制基準に関する告示により第1種区域とされた地域並びに第2種区域とされた地域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	指定地域のうち告示により第2種区域とされた地域(第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く。)
c区域	指定地域のうち、告示により第3種区域及び第4種区域とされた地域(工業専用地域を除く。)並びに第2種区域とされた地域のうち工業地域

備考：平成24年3月8日周南市告示第24号「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の区分の指定」

ウ 幹線交通を担う道路に近接する区域以外の区域に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌日午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下

エ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度の特例

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌日午前 6 時
2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下

第 4 振動関係

1 環境基準

振動関係で環境基準は設定されていません。

2 振動規制法の概要

(1) 指定地域の指定

ア 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定状況

指定年月日	指定地域
S53. 5. 1	周南市（旧徳山市、旧新南陽市）
S58. 4. 1	周南市（旧熊毛町）

備考：平成 24 年 4 月 1 日、第 2 次一括法に基づく権限移譲により県から市が規制地域を指定（地域の変更なし）

イ 振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「淡緑色」又は「黄色」に着色された部分の地域
第 2 種区域（1）	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「桃色」に着色された部分の地域
第 2 種区域（2）	周南市騒音・振動規制法指定地域図で「空色」に着色された部分の地域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 27 号「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定」

図は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定「周南市騒音・振動規制法指定地域図」と同じものです。

拡大図は、環境政策課窓口又は市ホームページでご確認ください。
(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/1322.html>)



(2) 工場・事業場振動

指定地域内において特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を規制対象として規制基準が定められています。

指定地域内で工場・事業場に特定施設を設置する場合には、設置する 30 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。

ア 振動規制法の特定施設

項番号	該当施設
1	金属加工機械（液圧プレス（矯正プレスを除く）、機械プレス等）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限り）
4	織機（原動機を用いるものに限り）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限り）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限り）
6	木材加工機械（ドラムバーカー、チップパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り））
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限り）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限り）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限り）

イ 特定工場等において発生する振動の規制に関する規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 2 種区域 (1)	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域 (2)	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 28 号「振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」

(3) 建設作業振動

指定地域内において建設工事で行われる作業のうち、特定建設作業を規制対象として、規制基準が定められています。

指定地域内で特定建設作業を伴う建設工事を施工する場合には、作業開始の 7 日前までに市長に所定の届出をしなければなりません。ただし、その作業が 1 日で終わる場合（作業開始日と終了日が同一の場合）には、振動規制法の対象から除かれます。

ア 振動規制法の特定建設作業

項番号	該当作業
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り）

イ 区域の指定

区域の区分	該当地域
第 1 号区域	・第 1 種区域、第 2 種区域 (1) ・第 2 種区域 (2) のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲 80 メートル以内の区域
第 2 号区域	・第 4 種区域のうち、学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園等の周囲 80 メートル以外の区域

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 29 号「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定」

ウ 特定建設作業の規制基準

規制の種類	第 1 号区域	第 2 号区域
振動の大きさ	敷地境界において 75 デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後 7 時～翌日午前 7 時に行わない	午後 10 時～翌日午前 6 時に行わない
作業期間	1 日あたり 10 時間以内	1 日あたり 14 時間以内
	連続 6 日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

備考：災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等はこの限りではありません。

(4) 道路交通振動

ア 区域の区分

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域指定の第 1 種区域
第 2 種区域	振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域指定の第 2 種区域 (1) 及び第 2 種区域 (2)

備考：平成 24 年 3 月 8 日周南市告示第 30 号「振動規制法施行規則(昭和 51 年総理府令第 58 号)別表第 2 の規定に基づく区域及び時間の指定」

イ 道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第 2 種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

第5 水質関係

1 水質汚濁に係る環境基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準等

ア 河川、湖沼、海域

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に、換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下

項目	指針値
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(ア) 環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(イ) 要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下

項目	指針値
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エビクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下 (暫定)

※PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

ウ 健康項目に係る環境基準の達成状況の評価

健康項目に係る環境基準達成状況の評価については、基準値が、主として長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であることから、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値 (年間平均値) により評価することとされている。全シアンについては、同一測定点における年間の総検体測定値の最高値により評価するとされている。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川（湖沼を除く）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河川	錦川水系	(3)麻理布堰より上流(山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(4)宇佐川に掲げる水域を除く。)	A	S47. 6. 15	直ちに達成
	富田川水系	(1)音羽橋より下流	B	S48. 8. 21	直ちに達成
		(2)音羽橋より上流(川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。)	A	S48. 8. 21	直ちに達成
	夜市川水系	(1)島屋頭首工より下流	B	S48. 8. 21	直ちに達成
		(2)島屋頭首工より上流	A	S48. 8. 21	直ちに達成

備考：範囲の付番は水域類型指定の付番で、錦川水系の周南市域に該当する水域(3)を抜粋しています。

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値のデータをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/mL 以下とする。

- 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の 水産生物用

3 級：コイ、フナ等、β一中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

（ア）該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖沼	菅野湖	全域	A	S47. 6. 15	直ちに達成
	米泉湖	全域	A	H10. 3. 13	直ちに達成
	川上ダム貯水池（菊川湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内で可及的速やかに達成
	島地川ダム貯水池（高瀬湖）	全域	A	S63. 4. 5	5 年以内で可及的速やかに達成

（イ）環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—

備考：1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／mL 以下とする。

3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU／100mL 以下とする。

4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注） 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

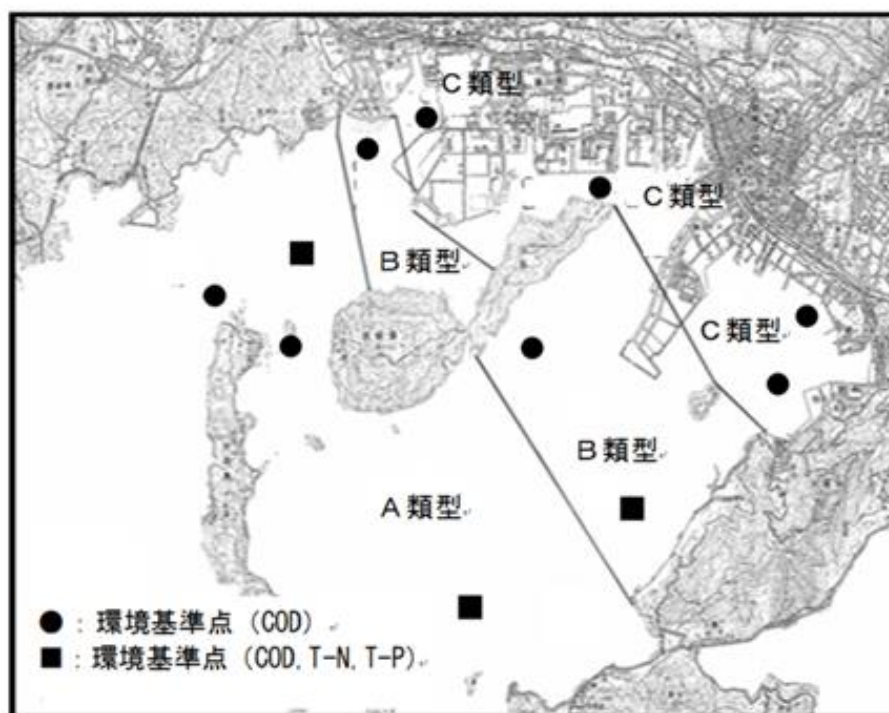
〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ 海域

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海域	徳山湾	(1) 徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る護岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎 806 竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田 576 の 1 に至る護岸の地先海域であって、昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	S56. 4. 3	直ちに達成
		(2) 新南陽市高須漁港尖堤と西ノ島の北端を結ぶ直線、西ノ島の南端と中ノ島の南端を結ぶ直線、同地点から南東方向に延長し仙島を結ぶ直線、仙島の州鼻尖端と 7 号埋立の西南端の標識を結ぶ直線、同地点と蛇島の北端を結ぶ直線及び同地点と徳山市華家字名切 34 番地を結ぶ直線ならびに陸岸により囲まれた海域(徳山湾(甲))	C	S46. 5. 25	直ちに達成
		(3) 夜市川の右岸尖端と黒髪島白石を結ぶ直線、仙島干渡(黒髪島、仙島、同島南端)と漁人鼻を結ぶ直線及び護岸によって囲まれた海域であって徳山湾(甲)に係る部分を除いたもの(徳山湾(乙))	B	S46. 5. 25	5 年以内で可及的速やかに達成
		(4) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの(徳山湾、笠戸湾及び光地先海域)	A	S46. 5. 25	直ちに達成



【徳山湾の水質指定類型】

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質 (油分等)
A	水産1級、 水浴、 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	検出されない こと
B	水産2級、 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考：1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。

2 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

エ 生活環境項目（BOD 又は COD）に係る環境基準の達成状況の評価

生活環境項目に係る環境基準の達成状況の評価は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値によって評価される。環境基準の達成の判定は、年間の日間平均値の全データのうち 75%以上のデータが基準値を満足しているものを達成地点とすることとされている。

達成水域数の算出は、一つの水域において、複数の環境基準点を有する場合、すべての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とすることとされている。

(3) 全窒素及び全りんに係る環境基準

ア 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖沼	菅野湖	全域	Ⅱ	H10. 4. 28	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成 に努める。 全りん 0.016mg/L 当分の間、全窒素に係る基準値は 適用しない。
	米泉湖	全域	Ⅱ	H10. 3. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成 に努める。 全りん 0.014mg/L 当分の間、全窒素に係る基準値は 適用しない。
	菊川湖	全域	Ⅱ	H11. 4. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成 に努める。 全窒素 0.34mg/L 全りん 0.017mg/L

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く） 水産 1 種 水浴 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種 及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

- 備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(ウ) 環境基準の達成状況の評価

湖沼における全窒素及び全りんの環境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ 海域

(ア) 該当類型の指定

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海域	徳山湾	徳山市大字大島赤崎 806 竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	H9.10.31	直ちに達成する。

(イ) 環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ) 環境基準の達成状況の評価

海域における全窒素及び全りん的环境基準の達成状況の評価は、当該水域の環境基準点において、表層の年間平均値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

複数の環境基準点をもつ水域については、当該水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(4) 水生生物の保全に係る水質環境基準

市内には指定水域はありません。

4 水質汚濁防止法に基づく排水規制

(1) 排水基準

ア 一般排水基準

(ア) 有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
シアン化合物	1 mg CN/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
		1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
		チウラム	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	シマジン	0.03 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L	チオベンカルブ	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	ベンゼン	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
		ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海域 230 mg B/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海域 15 mg F/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L		
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L		
ジクロロメタン	0.2 mg/L		
四塩化炭素	0.02 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L		

備考：1. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

(イ)その他の項目

生活環境項目	許容限度	生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海 域 5.0～9.0	フェノール類含有量	5 mg/L
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	銅含有量	3 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)	亜鉛含有量	2 mg/L
		溶解性鉄含有量	10 mg/L
		溶解性マンガン含有量	10 mg/L
		クロム含有量	2 mg/L
浮遊物質 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L	窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L	りん含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7. りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

イ 上乗せ基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和 47 年 3 月 31 日山口県条例第 5 号）に基づき、設置の時期、業種、排水量規模により、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量等について、排水量 1 日平均 50m³ 未満の畜産食料品製造業、生コンクリート製造業に係るもの等業種により、pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）、フェノール類含有量等について、許容限度が設定されています。

(2) 総量規制基準

指定地域（水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項及び瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する区域）内で、日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場から排出される特定排水（事業活動その他の人の活動で使用された水（冷却水等の汚濁負荷量が増加しないものを除く））の汚濁負荷量（項目：COD、窒素、りん）について定める許容限度であり、指定水域に係る汚濁負荷量を削減するために定められています。

また、総量規制基準値は「指定項目ごとに県が定めた業種ごとの C 値×業種ごとの特定排水の量÷1000」により算出します。

第6 土壤汚染関係

1 土壤の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

- 備考：1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき、0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
2. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
3. 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 より測定されたトランス体の濃度の和とする。

第7 ダイオキシン類関係

1 耐容一日摂取量（人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重 1kg 当たりの摂取量）

4pg-TEQ/体重 kg/日

2 環境基準

- (1) 大気環境基準 年間平均値 0.6pg-TEQ/m³ 以下
 (2) 水質環境基準 年間平均値 1pg-TEQ/L 以下（地下水を含む。水底の底質を除く。）
 (3) 水底の底質 150pg-TEQ/g 以下
 (4) 土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g 以下
 調査指標（汚染の進行防止等の観点から調査を行う基準）250pg-TEQ/g 以上

3 排出基準

(1) 大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類の種類		新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50 kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h～4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉（変圧器の定格容量 1,000kVA 以上）		0.5	5
鉄鋼製造業焼結炉（原料処理能力 1t/h 以上）		0.1	1
亜鉛回収施設（原料処理能力 0.5t/h 以上）		1	10
アルミニウム合金製造施設（溶解炉は容量 1t 以上、焙焼炉及び乾燥炉は原料処理能力 0.5t/h 以上）		1	5

備考：1. m³N；温度が零度であって、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル

2. 酸素濃度補正；廃棄物焼却炉 12%、焼結施設 15%

3. 既設施設とは、平成 12 年 1 月 14 日以前に設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む）

4. 平成 9 年 12 月 2 日以降に設置された（設置の工事が着手されたものを含む）廃棄物焼却炉（火格子面積 2m² 以上又は焼却能力 200 kg/h 以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準を適用。

(2) 水質排出基準（10 pg-TEQ/L 以下）

特定施設の種類の種類
・硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m² 以上又は焼却能力 50 kg/h）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設 ・フロン類（CFC 及び HCFC）の破壊（プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設

用語解説

(あ)

ISO14001

環境マネジメントに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものである。

赤潮

水中に浮遊する微小な生物（主に植物性プランクトン）が突然異常に繁殖し、海水や湖水の色が変わる現象。魚介類に被害が出ることがある。水中の窒素、りん、ケイ素等の栄養塩濃度、自然条件が相互に複雑に関連して発生すると考えられている。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄などがあるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素（CO）

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経を麻痺させたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

ESCO 事業

Energy Service Company の略で、省エネルギー改善に必要な技術、設備、人材、資金などすべてを包括的に提供するサービスのことである。その特徴は、設備改修後の省エネルギー効果を保証し、改修に要した投資、金利返済、経費などはすべて省エネルギー効果による経費削減分で回収する点にある。

温室効果（温室効果ガス）

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

(か)

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

光化学オキシダント（O_x）

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーキシアセチルナ이트等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

(さ)

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、中小水力、バイオマスなどは、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないことから、再生可能エネルギーと呼ばれている。再生可能エネルギーは、発電時や利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、環境にやさしいエネルギーである。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO₂排出量の削減を目指す取組であり、2014 年から環境省が実施している地球温暖化対策のひとつです。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。生物多様性条約では、すべての生物の間に違いがあることを定義し、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

ZEH

net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということなのです。

(た)

大腸菌

大腸菌は、ほ乳動物の腸内に生息して消化を助けているが、河川や湖沼に多数の大腸菌数が存在する場合は、その水が人畜の排泄物で汚染されていることを示している。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

窒素酸化物 (NO_x)

物の燃焼に伴って発生した一酸化炭素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

デシベル (dB)

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

(な)

二酸化硫黄 (SO₂) ⇒ 硫黄酸化物

二酸化窒素 (NO₂) ⇒ 窒素酸化物

燃料電池

水素と酸素を電気化学的に反応させて直接発電するもの。水素は、天然ガス、メタノールなど石油代替燃料から生成したものなどを用い、酸素は大気中の酸素を用いる。

(は)

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム・塩素・フッ化水素・鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物体のことをいう。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼として発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水道汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も行われており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質 (主として有機物) が微生物によって酸化分解されるときに必要なとされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

非メタン炭化水素 (NMHC)

全炭化水素から光化学反応性を見逃せるメタンを除いたものをいう。

pH (水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7 を中性、7 より大きいものをアルカリ性、7 より小さいものを酸性という。

PRTR (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Register の略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

フードマイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方です。

浮遊物質 (SS)

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいう。環境基準では河川・湖沼の汚濁指標として採用されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (CFCs) と呼んでいる。化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

(や)

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通 7~14mg/L 程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

(ら)

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいう（修理を行ってこれを使用することを含む。）。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビール瓶などのリターナブル容器が代表的なものである。

関係条例

○周南市環境基本条例

平成 16 年 8 月 2 日

条例第 44 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針等(第 8 条—第 12 条)

第 2 節 環境の保全等のための施策(第 13 条—第 23 条)

第 3 節 地球環境保全の推進(第 24 条)

第 4 節 施策の推進体制の整備等(第 25 条—第 27 条)

附則

私たちの住む周南市は、北には緑深き中国山地が走り、そのふもとは美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高き文化を発展させてきました。

1960 年頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努める必要があります。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3) 森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(4) 資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
- (個別実行計画)
- 第9条の2 市は、環境基本計画の具体的な推進を図るため、各地域の特性や個別の課題に配慮した個別実行計画を市民と協働して作成し、その実施に努めなければならない。
- (施策の策定等に当たっての配慮)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。
- (市民の意見の反映)
- 第11条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。
- (環境の状況等の公表)
- 第12条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。
- 第2節 環境の保全等のための施策
- (規制の措置)
- 第13条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
- (環境の保全等に資する公共的施設の整備)
- 第14条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- (自然環境の保全等)
- 第15条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境への負荷の低減の促進)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- (環境保全協定)
- 第17条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。
- (経済的措置)
- 第18条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (環境教育及び環境学習の推進)
- 第19条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (市民団体等の自発的な活動の促進)
- 第20条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(環境基本計画推進委員会)

第 26 条 第 9 条に定める環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、周南市環境基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の運用状況に関する事項

(2) 環境基本計画の見直しに関する事項

3 推進委員会は、環境基本計画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 推進委員会で決定された事項は、周南市環境審議会に報告するものとする。

5 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) その他市長が必要と認める者

6 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日
条例第 249 号

(設置)

第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 工場又は事業場を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 住民を代表する者

2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。

5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。

6 委員長は、会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この環境報告書は、周南市環境基本条例第 12 条に基づき、令和 5（2023）年度における市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を取りまとめて公表するものです。

令和 6（2024）年版 環境報告書

令和 7 年 3 月

発行 周南市

編集 環境生活部環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地

TEL：0834-22-8324

FAX：0834-22-8325

E-mail：kankyo@city.shunan.lg.jp

周南市HP：https://www.city.shunan.lg.jp/

環境政策課HP：https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/